

平成30年度第1回
小金井市介護保険運営協議会
(地域密着型サービスに関する専門委員会)
会議録

と き 平成30年6月27日(水)

ところ 小金井市前原暫定集会施設1階A会議室

平成30年度第1回小金井市介護保険運営協議会
(地域密着型サービスに関する専門委員会)

日 時 平成30年6月27日(水)

場 所 小金井市前原暫定集会施設1階A会議室

出席者 <委員>

平野 武	大西 義雄	伊藤 祐彦
玉川 弘美	山極 愛郎	亘理 千鶴子
内藤 富美子	新井 信基	酒井 利高

<保険者>

福祉保健部長	中谷 行男
介護福祉課長	高橋 正恵
介護保険係長	宮奈勝 昭
介護保険係主任	薄根 健史
介護保険係主事	杉本 邦弘

欠席者 <委員>

宮地 尚子

傍聴者 0名

- 議 題
- (1) 総合事業に係る事業所の指定について(報告)
 - (2) 市外地域密着型サービス事業所の指定について(報告)
 - (3) 市内地域密着型サービス事業所の指定について(報告、審議)
 - (4) 地域密着型サービス関連基準条例の改正について(報告)

開 会 午後 2 時00分

(介護保険係長) それでは、定刻になりましたので、開会に先立ちまして、事務局より 3 点事務連絡を申し上げます。

まず 1 点目、欠席委員の関係でございます。事前の連絡は特段来ておりません。ご報告させていただきます。

続きまして、4 月の人事異動に伴いまして、福祉保健部長がかわりましたので、この場でご紹介させていただきます。

(福祉保健部長) 皆さん、こんにちは。4 月から福祉保健部長を拝命いたしました中谷行男と申します。前職は、総務部長をしておりまして、こちらの部長職は初めてということになります。本日はお忙しいところ、地域密着型サービスに関する専門委員会ということで、ご出席を賜りましてどうもありがとうございます。

改めまして、全体会にてご挨拶をさせていただきたいと考えてございますが、この場では一言だけご挨拶させていただきたいと存じます。

昨年度は第 7 期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の策定に当たりまして、皆様によりましてご尽力を賜りまして誠にありがとうございました。介護保険制度や高齢者保健福祉を取り巻く環境が大変大きく変化している中、平成30年度から 3 カ年は本計画に基づいて高齢者施策を進めていくこととなりますが、計画を着実に進めることができますよう、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。この専門委員会等を通じまして、これまでと同様に、本市の介護保険・高齢者保健福祉事業について、皆様方のご理解、ご協力をいただければ幸いかと考えてございます。

繰り返しですが、また改めて全体会にてご挨拶をさせていただきたいと思っておりますので、本日はこれよりよろしくお願いいたします。

(介護保険係長) ありがとうございます。部長は、この後、別の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

(福祉保健部長) よろしくお願いたします。

(介護保険係長) では、3 点目、最後でございます。会議録の作成に際しまして、事務局による ICレコーダーの録音方式となっておりますので、ご面倒をおかけしますが、ご自身のお名前を先におっしゃってからご発言いただ

きますよう、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

それでは、酒井委員長、よろしく願いいたします。

(酒井委員長) どうもありがとうございました。先ほどの中谷部長さんは環境部長もやられていたようで、多分ごみの問題とかでしょうか。そういう意味では、小金井市のいろいろな行政に関わってこられたと思いますので、いろんな議論ができるかなと思っております。では、本日もよろしく願いいたします。それでは、地域密着型サービスに関する専門委員会を始めていきたいと思っております。

事前に資料は配付されておりますけれども、まず確認をお願いいたします。

(介護保険係長) 本日の資料につきましては、次第に記載しましたとおり、事前に郵送させていただきました資料1から資料4までの4点でございます。お手元に不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。資料の確認は以上でございます。

(酒井委員長) 資料のほうはよろしいですね。

それでは、1月25日の会議録のコピーが来ておりますけれども、その確認をしたいと思っております。ご自身の発言において修正などはございませんでしょうか。よろしいですか。では、この会議録でよろしく願いいたします。それでは、議事録を確定させていただきます。

次に議題に入りますけれども、最初に総合事業に係る事業所の指定についてということで報告がまずありますので、よろしく願いいたします。

(介護保険係長) それでは、総合事業に係る指定事業所の指定についてご報告させていただきます。資料1-1、資料1-2をご覧ください。

資料1-1は総合事業の訪問型サービス、資料1-2は通所型サービスを実施する事業所の一覧になります。小金井市におきましては、平成28年10月に総合事業を開始し、間もなく1年9カ月が経過するところでございます。小金井市の総合事業は、平成28年10月以降に認定更新を迎えた方、あるいは新規で認定申請を行った方で、要支援1または要支援2の認定を受けた方、もしくは基本チェックリストでサービスが必要と認められた方が利用できるものとなっております。

各資料の表の一番右側、表頭部分にございます現行相当とは、以前の介護

予防の訪問介護や通所介護の基準サービスで、平成27年3月31日以前に東京都の訪問介護や通所介護の指定を受けていた事業所は、平成30年3月31日まで総合事業の現行相当サービスの指定をみなしとして引き続き受けることができました。

しかし、平成30年4月1日以降も事業を継続する場合には、総合事業の指定更新を新たに受ける必要がございまして、市では昨年12月にみなし指定を有する事業者に対しまして指定更新のお知らせを送付させていただき、一定現行相当サービスに関する指定の更新を行ったところでございます。

そのほか、表頭部分右側でございます市基準とは、従来の訪問介護、通所介護の基準よりも緩和した基準のサービスでございまして、市基準サービスを実施する場合は市が指定をする形となっております。今回の現行相当サービス指定の更新を機に、市基準の指定を有していない事業者も訪問型サービスで3カ所、通所型サービスで6カ所、市基準の指定更新を行っていただいております。

平成30年6月1日現在の最新の指定の状況は資料のとおりでございまして、訪問型サービスの市基準型サービスは18件、現行相当サービスは21件となっております。一方、通所型サービスの市基準型サービスは19件、現行相当サービスは21件となっております。前回の委員会のときよりも両サービスとも市基準サービスが増えておりますが、今後もサブスタッフや認定ヘルパーの活用等を検討しまして、引き続き市基準サービスの受け皿の拡大などに努めてまいります。

説明は以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。

それでは、まず議題(1)でございますが、今の説明についてご質問とかご意見があればと思いますけれども、いかがでしょうか。

(平野委員) 資料1-1の番号30、31、32と、32の香川県坂出市がありますけれども、この事例の場合、実績はあるものなのでしょうか。

以上です。

(介護保険係主任) こういったパターンで、小金井市に住民票を置いたまま香川県に体がある場合は、他市のサービスを使うこととなりますので、実態としてはあるというふうにお答えをさせていただきたいと思っております。

(平野委員) わかりました。

(酒井委員長) 一時引き取りみたいなお話で、娘や息子のところに行って、そこでしばらくの間、生活をするということですね。住民票はそのまま残しておくので、そういう形ですね。

(平野委員) この表を見たとき、30、31というのは千葉県と長野県ですから、近いかなと思ったのですけれども、なぜ32の香川県が出てくるのかなと疑問に思いまして質問させていただきました。

(酒井委員長) 逆にこういうのが認められると、要介護の方たちのご家族が比較的安心して、例えば引き取ってもサービスを使えるとか、そういう意味ではいい運用の仕方ではないですか。

ほかにはどうでしょうか。全体としては順調に受け入れてくれる事業所も増えていますということで捉えてよろしいですかね。皆様のほうから何かご質問等はよろしいですか。これは報告ということなので、議題(1)は了承をしたいと思います。

続きまして、議題(2)市外地域密着型サービス事業所の指定についてということで、これも報告でございますけれども、説明をお願いします。

(介護保険係長) それでは、小金井市外の地域密着型サービス事業所につきまして指定を行いましたので、ご報告申し上げます。資料2をご覧ください。

定員18人以下の通所介護サービスである地域密着型通所介護につきましては、小金井市民が他市の事業所を利用する場合、小金井市の指定が必要となります。また、介護保険法の規定によりまして、地域密着型サービスの指定有効期間は6年となっております。今回の資料に記載の指定更新の4つの事業所につきましては、いずれも前回の指定から6年を経過したため事業所の指定更新の手続を行いました。

資料2の1ページ、2ページが「おとなりさん。小金井公園」、3ページ、4ページが「よつばデイサービス」、5ページ、6ページが「サンメール尚和デイケアセンター」、7ページ、8ページが「緑寿園ケアセンター」となっております。今回の指定に際しまして書面での審査を行いましたが、人員基準等の問題は散見されませんでした。また、事業所の所在地の自治体に各事業所の運営状況につきまして問い合わせをさせていただきましたが、苦情や大きな事故等の問題は特になく確認してございます。

続きまして、新規指定の事業所についてでございます。今回、新規指定を行った事業所は、夜間対応型訪問介護の「SOMPOケア武蔵野夜間訪問介護」と、認知症対応型共同生活介護の「社会福祉法人浴光会あじさい苑」の2カ所でございます。夜間対応型訪問介護では、夜間におむつ交換や体位変換、安否確認のために訪問介護員が利用者宅を定期的に巡回するサービスでございます。現在、市内には夜間対応型訪問介護の事業所がないため他市の事業所の指定を行い、サービス利用の環境整備を図るものでございます。

認知症対応型共同生活介護のあじさい苑につきましては、ご利用者の家族が近隣に住んでおりまして、利用希望があったことから新規に指定の手続を行いました。

今回の指定に際しまして書面での審査を行いましたが、人員基準等の問題は散見されませんでした。また、事業所所在地の自治体に各事業所の運営状況につきまして問い合わせをさせていただきましたが、苦情や大きな事故等の問題は特になことを確認してございます。

説明は以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。ここは指定後6年たったということでの指定の更新と、あとは新規の指定です。指定更新のほうでは、要は近隣の市外のサービスを市民が使っているということで、当該の自治体を調査した上で指定を行っていて、それを小金井市民が使っていることで、小金井市がそういう形で指定をするというものですけれども、いかがでしょうか。よろしいですかね。

(山極委員) 人員のところですけども、6ページ目と8ページ目で、生活相談員ですとか看護職員、介護職員もそうですけれども、人数がかなりいろいろという感じですが、2ユニットであるということはもちろん、それだけ配置があつてしかるべきかなと思います。同じ地域密着型でいうと、4ページなんかでもかなりの数なのですが、これはもしかして一般の通所のほうと一緒にないかなという感じがしますが、これは間違いなく地域密着型でこれだけの人数を確保していらっしゃるのでしょうか。

(酒井委員長) 定員が24だからね。

(介護保険係主任) 人数上は非常にたくさんいますけれども、非常勤の方、パート、アルバイトの人数が非常に多くなってございまして、実態として週

に数回しか、短い時間しかいらっしやらない方が結構たくさんいるということでございます。

(山極委員) 常勤の数も結構多いですが、常勤も通常、4まではいかないのではないかと思います。2ユニットで、大体普通は3かそれぐらいで賄えるのではないかと。

(酒井委員長) もし長期で見ればすごいですね。

(山極委員) だから、採算が合わなくなるのではないか。実質的に一般の方と兼務の方の人数がここに出ているのではないかなと思います。兼務でも載せていたりしていますか。

(介護保険係主任) はい。そうです。そういう表記で書いています。

(山極委員) 出張所というわけではないですけれども、地域密着型の単独での人数でなくてもよろしいのでしょうか。

(介護保険係主任) はい。出張所を含めても構いません。

(酒井委員長) 一体型と単独型という区分けをしたのがありますけれども、この表の数字は、その辺と関係はありますか。

(介護保険係主任) こちらは単独型です。

(酒井委員長) 単独型だと、どういうふうにしても、ここだけでこれだけの人数になっちゃうよね。

(山極委員) 普通、単独型でここまでの人数って、相当なケア施設です。

(酒井委員長) では、一応、ここは兼務で一般のデイサービスも含めているのですね。このスタッフの配置状況については記載されているだろうということでもよろしいですか。もしそういう認識で訂正があったとか、同じ問題だと、8ページの緑寿園のほうですね。これもたしか同じ法人ですね。

(山極委員) 要は生活相談員だけで実数としては10人ですので、相当な数です。

(酒井委員長) じゃ、これも同じようなところですので、了承いただいて、もし追加、訂正とかがある場合には、よろしくお願いをしたいと思います。

次、新規のほうではどうですか。SOMPOケア。これも小金井市内に夜間対応型の事業所がないという事情もあって、近隣の実施している事業所を利用しているということですね。今、実際ここを利用されている小金井市民というのは何名ぐらいいらっしやいますか。

(介護保険係主任) 現在は1名の方が利用されています。

(酒井委員長) ということは、小金井市民の中で夜間対応型の訪問介護を利用されている市民の方は1名ということですか。

(介護保険係主任) このほかにも数名、他市の夜間対応型をご利用されている方はいらっしゃいます。

(酒井委員長) では、まだ少ないわけですね。計画上、夜間対応型は、小金井市では整備計画、どうでしたっけ。

(介護保険係長) 第7期計画期間中はございません。

(酒井委員長) 記載はないですか。じゃ、新規の指定のSOMPOケアと認知症のグループホームのあじさい苑、国分寺市のほうですね、よろしいですか。何かあれば。よろしいですか。これも報告ですので、確認をしておきたいと思います。

それでは、続きまして、3番目の市内地域密着型サービス事業所の指定について、報告と審議がございますので、まず事務局から説明をお願いします。

(介護保険係長) それでは、市内地域密着型サービス事業所の指定につきましてご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

今回、資料に記載の指定更新の4つの事業所につきましては、いずれも前回の指定から6年を経過したため事業所の指定更新の手続を行いました。

まず1つ目の事業所につきましては、この指とまれリハビリセンター小金井でございまして、資料の1ページから3ページになります。運営法人はK・M・G株式会社となります。所在地は小金井市貫井北町3丁目18番13号でございまして、新小金井街道沿いで、中央大学附属高校の向かいにございまして事業所で、定員は10名でございまして。

指定更新に際しまして、書面での審査と現地での実地調査を行いました。実地調査では一部書類の不備等が見受けられましたが、運営上大きな問題はなく、設備基準、人員基準等も問題はございませんでした。接骨院を併設していることもございまして、機能訓練が活発に行われておりました。

続きまして、2つ目の事業所でございまして。ぬくいデイサービスで、資料は5ページから6ページになります。運営法人は株式会社武蔵野ぬくい福祉サービスでございまして。所在地は小金井市貫井北町3丁目15番7号でございまして。閑静な住宅街にある事業所で、定員は15名でございまして。

指定更新に際しまして、書面での審査と現地の実地調査を行いました。今回の実地調査におきまして、加算の要件につきまして一部満たしていない点がございましたので、こちらのほうから指導を行わせていただいております。そのほかの設備基準、人員基準等の問題はございませんでした。

続きまして、3つ目の事業所でございます。パナソニックエイジフリーケアセンター東小金井・デイサービスでございまして、資料は7ページから9ページになります。運営法人につきましては全国展開している事業所でございます、パナソニックエイジフリー株式会社でございます。所在地は小金井市梶野町5丁目3番28号でございます。東小金井駅の北口から徒歩5分程度の場所にある事業所でございます、定員は12名でございます。

指定更新に際しまして、書面での審査と現地での実地調査を行いました。書類関係につきましては、各種マニュアルや利用者の記録等について非常によく整備されてございまして、問題等はございませんでした。そのほか設備基準、人員基準等の問題もございませんでした。

続きまして、4つ目の事業所でございます。泰山木デイホームでございまして、資料は11ページ、12ページになります。運営法人は特定非営利活動法人泰山木でございます。所在地は小金井市貫井南町4丁目11番11号でございます。閑静な住宅街にある事業所でございます、定員は7名ということで、大変小規模な事業所となっております。

指定更新に際しまして、書面での審査と現地での実地調査を行いました。一部書類関係の不備等が見受けられましたが、大きな問題はございませんでした。そのほか設備基準、人員基準等の問題もございませんでした。職員と利用者の会話が弾んでおりまして、小規模の事業所ということもございまして、非常にアットホームな雰囲気だったのが印象的でございます。

以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。今の指定更新の4件につきまして、何かご質問等ございませんか。6年経過というのは、最後の泰山木もその前のもみんな6年以上経過しているということですね。

(平野委員) 6ページのぬくいデイサービスですけれども、2点質問です。中ほどの病院・診療所の連携について「有」で、近隣在住の看護師2名と連携を約束している。今、約束はどうなったのか。それが1点です。2点目は、

下のほうの宿泊サービス実施の有無にマルがついておりませんので、どちらになるのか教えてください。

以上です。

(介護保険係主任) まず、1点目の看護師との連携というところで、実地指導で現地に行った際に確認をとりまして、現在も連携はとっているという話でございます。2点目の宿泊サービスの実施でございますが、ここは実施しておりません。以上でございます。

(平野委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) この看護師というのは個人契約をしているということですか。看護師はどこかの医療機関とかに所属しているのではなくて、看護師資格のある個人でしょうか。

(介護保険係主任) そうです。個人です。

(酒井委員長) 個人で契約をして、連携しているということですね。わかりました。あと、ほかにどうでしょうか。

(伊藤委員) 小金井市の指定を受けると、市から援助というのが出るのですか、この事業所というのは。

(酒井委員長) 引き受けた場合に市からもらう援助、金銭的などという意味ですか。

(伊藤委員) はい。

(介護保険係長) 特に財政的な支援とかはございません。

(伊藤委員) こっちを見ると、あまりにも事業所が多過ぎて、共倒れが起きるのではないかと思っているのですけれども、その辺はどうですか。それは我々が考えることではないかもしれませんが。

(酒井委員長) ただ、そういう問題が起きないようにある程度コントロールといいますかね、調整する役割というのは市のほうで多少の、特に市が指定する事業ですから、その辺はかかわっていくとは思いますが、いかがですか。

(介護保険係主任) 特に地域密着の指定については、今年度から制度改正があり、指定をしないとすることができるという権限が市に与えられています。なので、飽和して共倒れになるという状態にならないように、常にサービスのニーズを見きわめながら指定をしていくという形になります。以上です。

(酒井委員長) 大きな流れということで、小規模の事業所は経営が難しくな
ってきているという流れがあつて、介護保険の業界も数年前からM&Aとい
う、大きな事業所が受注しながらやっていくという、そんな流れが地方には
起きているのではないかと言われたりしていましたからね。実地調査におい
て一応基準はクリアされているようですけれども、調査の実態としてはどう
ですか。

(介護保険係長) その場所は、2階建てのアパートの一室を借りて行って
まして、おっしゃるとおり、広さ的には非常に小さいところでございます。
その分、人と人とのつながりがかなり密にできるというところで、生活相談
員などは特に利用者と積極的に会話をするなど、明るい雰囲気という印象が
あります。あと、レイアウトとかも非常に工夫されていて、なるべく圧迫感
のないような形にするなど、そういった配慮もされているのを見させてい
たきました。

(酒井委員長) あとは休憩用の例えばベッドがあるとか、そういうのはあり
ますか。

(介護保険係長) それもでございます。

(酒井委員長) そうすると、利用者は比較的自立度が高い方たちでしょう
から、皆さんテーブルと椅子に座って過ごされている。

(介護保険係長) はい。

(伊藤委員) あまり小さいだけの事業というのではなくて、行政指導で大き
くというか、統一してもらったほうがよいのでは。

(酒井委員長) 環境としてはそうかもしれませんけれども、やはり採算とか
を考えると、家賃の問題とかがあるのではないかと思います。

(伊藤委員) それは難しい問題はあるでしょうけれども、アパートの一室で、
不安だと思えます。

(酒井委員長) 今、利用者は定員一杯いらっしゃるのですか。

(介護保険係長) 全体で3名とか4名ぐらいです。あともう一つ、その事
業所の食事が結構充実して作られていまして、中には、食事が結構楽しみ
でという方もいらっしゃいました。

(酒井委員長) オンリーワンというか、美味しい食事を提供するという形で、
それが利用者にとって、一つの大きなモチベーションになっているところで

しょうね。こういう関係の問題で、何かほかに皆さん方からありますか。こちらはNPOだから、特にそんなに強い営利目的ではなくて、今までやってきたことをちゃんと取り組むということでしょうか。おいしい食事をとれて、あと皆さんとしゃべったりするなど、事業所はあの手この手を使って、特徴を出しながらやられているのが現状で、ただ、利用者が3名、4名ですと経営としては非常に厳しいかもしれません。NPO法人で昔からのままでやっていたらしゃると、給与面なども大分抑えながらやっているという可能性はあると思います。結構、ボランティアマインドが大きなベースになって頑張っていたらしゃる。これかもしれませんね。

(大西委員) このパナソニックエイジフリー株式会社というのは、例のパナソニックの会社なのですか。電機業界がありますね、大きな。その名前を使っているのだけれども、全国展開ですか。

(介護保険係長) はい。そうです。

(大西委員) そのわりにはえらい大したことない感じがしますね。

(酒井委員長) そうですね。その辺の事情は、パナソニックも巨大組織、巨大な業態だから、その子会社なのですよ。

(介護保険係長) はい。そうです。

(酒井委員長) 東京ではかなりたくさん手広くやっていたらしゃるのですか。

(介護保険係長) はい。やっています。

(酒井委員長) 小金井でやっていたらしゃるのがちょっと小規模だったと。

(介護保険係長) 全体でみると、小金井は、ちょっと小さいかもしれないです。

(酒井委員長) 例えばコンビニみたいなフランチャイズ的な契約方式でやっていたらしゃるから、例えば設備が増えてばしっとしているところもあれば、ちょっとこぢんまりしているところもあるとか、そういう感じなのですか。

(介護保険係長) この東小金井のデイサービス自体はフランチャイズ形式です。

(酒井委員長) ありがとうございます。

(山極委員) これは一軒家みたいなところですか。所在地のところを見ると部屋番号が書いていないので、一軒家みたいな感じなのかなと思ひまして。

(介護保険係主任) 一軒家という形じゃなくて、マンションの一角を全て借

りているような感じですか。

(山極委員) そうですか。では、部屋番は書いてないけれども、そういうマンションの一角を借りているという感じですね。

(酒井委員長) たしかに事業所面積も広くないですからね。

(伊藤委員) 申請が、ちょっと多いような気がしますね。

(酒井委員長) 事業所の数でしょうか。それだけニーズがあると見込んで事業所が参入してこられて、それで今回、更新だから、少なくとも6年間はそれなりに順調に事業を進めてこられた。多少の浮き沈みはあったとしても、廃業にはいたってないということですよ。

(山極委員) この事業所に関していえば、指定の更新ですから、継続してやっていたらしゃるわけで、新規ではないですよ。

(酒井委員長) それでは、次に新規の指定の関係で、SOMPOケアについて、事務局よりお願いします。

(介護保険係長) それでは、指定新規の事業所につきましてご説明させていただきます。資料は13ページから19ページになります。

事業所の名称はSOMPOケア小金井定期巡回で、所在地は小金井市本町1丁目5番1号アルプ武蔵小金井ビル1階で、運営法人は、SOMPOケア株式会社でございます。サービス種別は定期巡回・随時対応型訪問看護介護でございます。サービスの内容としましては、日中・夜間を通じまして訪問介護と訪問看護が密に連携しながら、定期的な巡回または随時通報により利用者の居宅を訪問しまして、入浴、排泄、食事等の介助、緊急時の対応などを行いまして、安心して居宅において生活を行うことができるよう提供するものとなっております。指定要件の事業所は現在、ジャパンケア小金井という名称で、SOMPOホールディングスグループの傘下でございます。SOMPOケアメッセージ株式会社の子会社が運営しておりますが、7月1日より傘下の子会社が合併することになりまして、運営法人が変更となるため新規指定扱いとなります。運営法人は変更しますが、引き続きSOMPOホールディングスグループの傘下の子会社同士の合併でございまして、従業員や運営実態はこれまでと全く変わりございません。指定に際しての運営に関する書類審査におきましては、人員等の問題はございませんでした。また、ジャパンケア小金井として大きな事故等の問題もなく運営されている、これま

での運営基盤もございまして、今回の指定に当たりましては、利用者への影響もほとんどないものと事務局としては考えてございます。説明は以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。SOMPOケア小金井についてですけども、まず皆様のほうからご質問、ご意見ございませんでしょうか。新規の指定でございます。

(山極委員) 質問ですけども、15ページの下の方の第5条に営業日及び営業時間が365日、24時間というふうに書かれているのですが、これ14ページの主な掲示事項の営業日、営業時間に関してはちょっと矛盾があるのではないかと思います。つまり日曜日と土曜日が休みで、マルになっておりません。営業時間としての9～6時でやっているのが月曜日から金曜日というマルで、サービス提供としては365日、24時間というふうにやっているという解釈でよろしいですか。

(介護保険係主任) はい。

(山極委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) 小金井市内では、定期巡回・随時対応型というのは1時間のサービス提供ですか。

(介護保険係主任) はい。

(酒井委員長) あとはサービス提供計画の中身で、実際に利用者に対して、例えば深夜に複数回訪問するとか、そういうケースもあるでしょうし、そういうことですね。サービス提供自体が24時間、365日、必要に応じてサービス提供しますと。

(平野委員) 組織としてはジャパンケアがなくなり、今度、SOMPOケア株式会社になるということなのですね。自分が訪問ヘルパーをやっていて感じるのは、普通の事業所ですと日曜日と年末年始が休みなわけで、一般の事業所が行かないところ、それぞれ各事業所には都合がありますから、土曜日の午後とか日曜日、年末年始というのはだれも行きたがらない。実態を見ていますと、私の目からは、やはりかけ持ちで結構、遠方から来て小金井市内へジャパンケアから派遣されている方が多いです。そういった意味で夜間対応とあわせますと、小金井の業者は夜間対応しないというのはわかります。夜間対応すると赤字になるのではないかなと。人集めが大変で人材がない

のです。だから、全部遠方から来ているものですので、こういった夜間対応の会社というのは大変じゃないだろうかというのが実感です。以上です。

(新井委員) 先ほどの市外・市内を含めて、皆さん人員基準の問題はないということでしたけれども、人員基準の問題がないというのは、本人確認の書類検査をやっているとか、人がいないという中で水増しとか名義貸しとか、そういうのが行われていないかなどチェックの方法というのは、どのようにしているのかお尋ねしたいと思います。

(介護保険係主任) 実際の勤務実態につきましては、指導検査に入ったときにタイムカードを職員全員分確認します。水増ししてないかどうか、実態はどうかとか。資格証についても無資格者が開いていることがないとか、その辺も全て確認しているところでございます。

(酒井委員長) 事業者は悪質な違反をやると取り消しになりますからね。それは大きなリスクを背負ったりしていますから、例えば必要な資格職員を配置してなかったりすると、さかのぼって介護報酬を返還するとか、そういうことになりますからね。

あと、ジャパンケアというのもすごい大きな組織、会社になっていますね。ジャパンケアをSOMPOケアが子会社化するということは。

(介護保険係長) SOMPOケアの下にジャパンケアが子会社として、ぶら下がっているような形みたいで、それを一つにまとめるような形でございます。

(酒井委員長) ほかにどうですか。よろしいですか。

(大西委員) 看護師は、こういう事業所において、具体的には、何をされるのですか。

(介護保険係主任) 看護師は、デイサービスにおいては、例えばバイタルチェックなどで、また、定期巡回においては、例えば現場での褥瘡の対応等とか、そういった医療的な措置が必要な人に対してのケアを行っていただいています。

(酒井委員長) 実際、どうですか。事業所の運営における看護師の役割というのは。

(山極委員) 医療と介護の連携って、最近特に言われていますけれども、結局、利用者の中には、医療ニーズや看護ニーズの高い方も結構いらっしゃっ

て、そういった方の支援をするのに、介護福祉士などの専門職の知識とか経験だけではフォローアップし切れない方もいらっしゃいます。そういう方のケアに関するサポートについて看護師が担当して、またかかりつけのドクターや訪問看護ステーションなどと連携してサポートしているという実態があります。あと、先ほど事務局がおっしゃったように、もちろんバイタルチェックの数値を見て、必要な受診や判断をするのが看護職になりますので、少なくともうちなどもデイサービスをやっておりますけれども、そういった動きをしてもらっているということです。

(大西委員) 看護師は、時間給、1時間単価、そういうものだと高いだろうし、経営上の問題で、どこまでやるのか。

(山極委員) そうですね。看護師の時給は決して安くはないですから、雇用が結構厳しいということがございますし、うちなどは病院もありますので、病院の看護師がデイサービスで働きたいと言ったときに、時給基準が同じ報酬面で合わなかったりということがあるものですから、やはり介護保険の中の看護職員の確保というのは非常に厳しいなという印象はあります。

(大西委員) 看護師の働き、連携は、いろんな意味で相談も含めレベルが高いというか、そういったことへの安心感もあると思います。

(山極委員) 看護行為の中で、最近、重度化した方もデイサービスに来るようになっておまして、胃ろうの方とか色々いらっしゃいますけれども、そういった方のケアを行う上でやはりかかりつけの先生からのご指示をいただきながら、デイの看護職員がその指示を得てという方法で連携しておりますので、そこについては看護行為になりますから、介護保険ではできません。ですから、デイサービスなどで看護ニーズの高い方をお受けするということになりますと、そこに看護師がいないと受けられないというのが実情です。

(大西委員) わかりました。どうもありがとうございました。

(介護保険係長) 済みません、補足で。山極委員がおっしゃったように、看護の必要があるというところの中で、デイサービスの指定の基準の中にも定員が11人以上いる事業所については1人置くということで、基準上にもそのような形で設けられているところがございます。

(酒井委員長) 例えば医療職の配置をしたことによって加算みたいなものはありますか。

(介護保険係主任) 加算も一部連携加算というもので、ございます。

(酒井委員長) 資料の18ページを見ていただくと、左側に利用料金が載って
いまして、要介護4の方だと定期巡回・随時対応型というのは約23万円と
いうことで、特養よりもちょっと安いぐらいで、在宅のサービスとしては破
格の値段ですよね。グループホームよりもはかるに高いかもしれません。だ
から、かなり手厚いサービスが受けられる。在宅で最期まで自分らしく生き
るという、何というかスローガンの実践になるのかなと思います。実態とし
て要介護5の方だと、このサービスだと、看護師とかヘルパーがどのくらい
の頻度でその家に行ってサービスの提供を行いますか。大体で結構です。

(介護保険係主任) 状態像にもよりますけれども、1時間に1回などの巡回
もありますし、2時間置きの方もいらっしゃいます。

(酒井委員長) 例えば、入浴のときには複数のスタッフが行ってやるとか、
そうなるわけですよね。そのへんはいかがでしょうか。

(内藤委員) 要介護5だと、多分、訪問入浴などのサービスを使うので、あ
まりそういうのではないと思います。

(酒井委員長) 例えば、ほかのサービスも使っていて、さらにこれを使うと
いうことはできないのでしょうか。

(内藤委員) 通所を使うと、通所の部分は減算になります。大体点数内では、
通所を3回ぐらい使ったら、その分、減算になります。ヘルパーは、サービ
ス提供後に再び入るのに2時間あけないといけないのです。でも、この定期
巡回・随時対応型訪問サービスですと、本当にぼっぼっという感じで、短い
間隔でいくらでも入ってもらえるので、使い勝手は良いサービスだと思います。

(酒井委員長) 関連して何かご質問、ご意見ありますか。よろしいですね。

では、SOMPOケアの事業指定についてよろしいですか。実際に運営方
針が変わったからということでございますけれども、確認をしたいと思いま
す。

(酒井委員長) それでは、次に4番目の条例の改正についてにいきたくと思
います。事務局から説明をお願いします。

(介護保険係長) それでは、地域密着型サービス関連条例の改正についてご
説明いたします。資料4をご覧ください。

皆様ご存じのとおり、平成30年度から3年間の第7期介護保険事業計画に合わせまして、介護保険制度の各種改正や、介護報酬改定に伴う介護保険法や国の各種省令が改正されてございます。今回の法改正に伴いまして市の条例等も一定改正する必要が生じたため、3月の第1回市議会定例会に提出しまして可決されました。今回、改正した条例のうち、本専門委員会に関連する地域密着型サービス関連基準条例の部分についてお示しさせていただいております。

条例改正の概要につきましては資料に記載のとおりでございまして、人材確保のための基準緩和や、高齢者や障害者が同じ事業所でサービスを受けられる共生型サービスの基準の創設、サービス普及のための基準緩和、それから介護医療院の創設、身体拘束の適正化などが主な内容となっております。

国の報酬改定に関する審議報告におきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民一人一人が状態に応じた適正なサービスを受けられるよう地域包括ケアシステムの推進、自立支援、重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上、介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続性の確保の4つを柱に置いてございます。今後も国や都の動向を見据えながら、市ではこれらの趣旨を踏まえまして、実効性の高い計画の推進を図ってまいります。

そのほか、平成30年度より、保険者機能の強化の観点から、居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネ事業所の指定権限が東京都から市に移管されております。介護保険制度の要となりますケアマネジャーの役割は大変大きく、今後は質の向上並びに量の確保が大きな課題となると考えてございます。

市としても関連機関と連携を図りながら、各種取り組みを通じましてケアマネジャーの質の向上及び量の確保に努めてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。条例改正ということで、ここに概要が記載されております。あと、今の説明とあわせましてちょっと議論、確認したいこと等がございましたらお願いいたします。

(平野委員) 2の改正内容の(6)介護医療院というのを、きょう資料を加えてきて初めて知りましたけれども、きょう送付されてきた机の上のパンフレットの25ページに詳しく載っていますけれども、ことしの4月から創設と

いうことでなっていますけれども、実際、実態はどのようなのですか。介護医療院というのは、名称はこうだけれども我が施設は介護医療院ですよという表示はしてあるものですか。それと実態は、何施設ぐらい今ありますか。以上です。

(介護保険係長) 小金井市内でいいますと、介護医療院という名前のものはまだございませんで、それにかわるものが今市内で1カ所、介護療養型医療施設という名称で武蔵野中央病院にその施設がございます。介護医療院になるまで経過措置の期間がまだありますので、今のところ介護医療院になるという話はまだ伺っていないところでございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。つまり介護医療院って、介護療養型の病床が移行すると介護医療院の形になる。何年か前から、療養型病床というのを廃止するぞと言われていましたね。それを廃止はするけれども、介護医療院の形で新しく生まれ変わっていきますよということですね。

(山極委員) 1ページ目の下のほうにあります(4) 身体的拘束等の更なる適正化の推進のところで、委員会の定期的な開催などの義務づけがありますが、これは例えば医療施設でいろんな事業を持っているところなどで、こういう身体拘束などの委員会を、いろんな事業を通じて一つ持っているということでも構わないのでしょうか。

単体の事業として持ってなきゃいけないということじゃなくて、複数でそういうものを持っていて、そこでちゃんとメンバーの出席につなげることについての方針などをつくり上げているというものは認められるということの範囲でしょうか。

(介護保険係主任) 複数、単体で複合的にできるかどうかという取り扱いは、東京都や国に照会をかけないとはっきりしたものが出せないため、その件については個別に確認してご連絡いたします。

(酒井委員長) あとはよろしいですね。こういう形でどんどん制度が変わっていくものですから、それに関連して市の条例もあわせて変えていかなければならないということになりました。今の件はよろしいですか。

(酒井委員長) それでは、きょうの必要な議題は終わりました。ちょっと時間が超過しましたがけれども、第1回の専門委員会は終わりということで、どうも今日はお疲れ様でした。

閉 会 午後 3 時21分